

# 山口県報

平成25年  
8月2日  
(金曜日)

## 目次

○告示	1
平成二十五年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	1
平成二十五年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	1
保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)	1
○公告	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課)	2
平成二十五年産探石業務管理者試験の実施(新産業振興課)	3
○選管告示	4
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	4
○雑報	4
県報の正誤(平成二十五年五月二十八日山口県告示第二百十九号)	4

## 山口県告示第三百十一号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十五年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

市町名 面積(アール)

山口県知事 山本 繁太郎

宇部市	三、六五〇
萩市	三、一五六

## 山口県告示第三百十二号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十五年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

市町名	面積(アール)
宇部市	一、二二一
山口市	一、〇六二

山口県知事 山本 繁太郎

## 山口県告示第三百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字椿東字馬ノ鞍七〇五の三(次の図に示す部分に限る。)、大井字大渡八〇七の二三から八〇七の一六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
魚つき
  - 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(二六〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう

代表者の氏名 和田 敏男

主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(二六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人つばさ

代表者の氏名 竹光 道治

主たる事務所の所在地 柳井市柳井三八四二番地の六

(二六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人さざんか

代表者の氏名 岡 功

主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(二六三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口カルチャースポーツ協会

代表者の氏名 重枝 了

主たる事務所の所在地 山口市熊野町一番一〇号

(二六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十五年九月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人裕心会  
 代表者の氏名 兼頭伸一郎  
 主たる事務所の所在地 長門市三隅上五一〇九番地の一

(二六五) 平成二十五年探石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、探石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十五年八月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 試験の日時  
平成二十五年十月十一日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第四会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
 (一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む)。  
 (二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間

平成二十五年九月十一日(水曜日)から同年十月二日(水曜日)まで(郵送の場合  
 は、十月二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一) 山口県商工労働部新産業振興課  
 七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円

十二部以上二十三部以下

三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三五)にすること。



山口県選挙管理委員会告示第四百号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「医療法人新和会織田病院」 長府江下町一番一号 六、二二を削る。



正誤

平成二十五年五月二十八日山口県告示第二百十九号(特定計量器の定期検査の実施)

ページ	段	行	誤	正
三	上	三	周南市新南陽体育館	周南市新南陽総合支所
二	下	一〇	周南市立給島小学校	周南市給島公民館
〃	〃	一七八	周南市立天津島中学校 周南市立天津島二七の一	周南市天津島公民館

平成二十五年八月二日印刷  
平成二十五年八月二日発行

発行人所

山口県知事